

越谷市野球連盟規程

(総 則)

- 第 1 条 越谷市野球連盟規約第 3 1 条により本規程を設ける。
- 第 2 条 この規程は、越谷市野球連盟の運用に当たり、次の項目について定める。
- ① 慶 弔
 - ② 旅 費
 - ③ クラス編成基準
 - ④ 表 彰
- 第 3 条 慶弔、旅費については当分の間、役員等につき適用する。
- 第 4 条 この規程で、「役員等」とは次の各号に定める者とする。
- ① 顧問、会長、副会長、正副理事長、理事、監事、幹事、審判員を言う。
 - ② その他特に必要と認める者。

(慶 弔)

- 第 5 条 前条に規定する役員等の慶弔に当っては、次に定めるところにより金品を贈呈する事ができる。
- ① 現在の役員等

慶 事	本人の結婚	20,000円相当
弔 事	本人死亡の場合	20,000円相当
	役員の配偶者	10,000円相当
	役員の実父母	10,000円相当
傷 病	大会中のケガ	5,000円相当
	傷病見舞は30日以上入院を要する場合において全員について適用する。	
 - ② 元の役員

弔 事	本人の場合	10,000円相当
	(この項で役員とは、顧問、副会長、正副理事長、監事、幹事を言う。)	
 - ③ その他特別な事由が生じたとき及び緊急を要する場合は会長が決定し後日理事会に報告をする。

(旅 費)

- 第 6 条 役員が各種大会、強化合宿、研修会、役員会等に出席するために出張した場合には、次に定める旅費及び日当を支給する。
- ① 交通費 市外出張 1日 1,000円
 - ② 宿泊費 1泊 10,000円以内(但し、負担金等で納入された場合は除く)
 - ③ 日 当 市外出張 1日 1,500円
 - ④ その他本規程に定めのない事項については会長が決定し、後日、理事会に報告する。

(クラス編成基準)

- 第 7 条 越谷市野球連盟加盟団体のうち、その力量によって1部・2部・3部の3クラスとする。
- 2 1部のなかにAクラスを設け、Aクラスは上部連盟の大会に派遣するチームとする。
- 第 8 条 原則として新規加入するチーム(以下「団体」という。)は3部とする。
- 第 9 条 2部、3部に所属する団体中連盟の大会で成績の優秀かつ行動が他の模範となる団体については、各々上位のクラスに昇格するものとする。
- 第 10 条 1部、2部に所属する団体中連盟の大会で成績の不良なるものについては、各々下位クラスに降格するものとする。
- 第 11 条 第 8 条及び第 9 条に定めるクラス編成基準選考は理事会において選考

し、これを総会にて決定する。

(表 彰)

- 第12条 加盟団体のうち、野球の健全な普及発展に貢献した団体については第13条の定めにより表彰する。
- 第13条 表彰選考基準については次の通りとする。
- ① 連盟運営に積極的に参画し組織的かつ活発な運営活動をしていること。
 - ② 加盟後20年を経過していること。
- 第14条 前条に規定する両条件を充たし、表彰を受けようとする団体は下記事項を記載した書類を提出すること。
- ① 団体名、所在地、代表者名、加盟年月日
 - ② 組織機構、構成員
 - ③ 最近2ヵ年の運営方針及び活動内容
 - ④ その他参考となる事項
- 第15条 個人表彰については、加盟団体所属員で野球界のため特に功績があり加盟団体の推薦した者。
- 第16条 役員として連盟のために特に功績があった者及び在籍20年以上（審判員は10年以上）の者を対象に表彰する。
- 第17条 加盟上部団体及び他の関係機関より被表彰者の推薦依頼を受けた場合は、既に当連盟において功労賞を受賞されている者の中から推薦をする。
- 第18条 被表彰者の選考は毎年理事会において選考し、決定する。
- 第19条 表彰は原則として総会又は記念事業の式典の際に行なう。

(附 則)

- 第20条 本規程は昭和35年4月3日より施行する。

附 則

昭和36年4月9日改正
昭和38年4月7日改正
昭和39年4月3日改正
昭和39年12月7日改正
昭和40年1月27日改正
昭和41年1月27日改正
平成14年6月1日改正
平成16年2月1日改正